

1. 件名：検査制度見直しに関する原子力エネルギー協議会等との面談

2. 日時：令和元年12月25日（水）17：00～18：15

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 伊藤課長補佐、高橋課長補佐

検査評価室 滝吉室長補佐

実用炉監視部門 吉野企画調査官、久光上級原子炉解析専門官、平田上席監視指導官、
片岸主任原子力専門検査官

専門検査部門 小坂企画調査官、村尾企画調査官

実用炉審査部門 義崎管理官補佐、照井安全審査官、桐原調整係長

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力安全部門 安全管理グループ マネジャー 他2名

東京電力ホールディングス株式会社 原子力運営管理部 保安管理グループ 副長 他1名

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 課長 他1名

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力発電グループ 副長 他1名

原子力エネルギー協議会 副長 他1名

5. 要旨

(1) 原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。）等から、配布資料（1）に基づき、許認可に基づく要求事項（実条件性能）に対する、定期事業者検査及び月例試験等で確認する内容についてのイメージ、及び事前調整（プレコンディショニング）の実施要否について、12月9日の面談時に原子力規制庁から明確化を求めた点に対する検討結果の説明があり、原子力規制庁と意見交換を行い、保安規定の記載方針の方向性について認識を共有した。今後は、個別プラントの審査で詳細を確認することとなった。

なお、個別機器（例えば、PWRのポンプ）の代換え措置や事前調整に対する技術的妥当性については、ATENA等で整理して、次回の面談時に説明することとなった。

(2) 原子力規制庁から、許認可に基づく機能要求が満たされていること（オペラブル）を月例の定例試験で事業者として判断できるとする根拠の技術的検証の説明が不明確な旨を再度伝え、ATENA等で説明を見直すこととなった。

(3) 今後は、本件に関する具体的な面談は、検査グループと審査グループとでそれぞれの所掌

について実施し、必要に応じて双方で連携して実施することとなった。

6. 配布資料

- (1) 実条件性能および定期試験等における確認行為の対応関係について（A T E N A 資料）